Ⅱ．固定資産税の減額

１－１．地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	１　地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修

１－２．地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 １　増築　２　改築　３　修繕　４　模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第　　号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		平成　　年　　月　　日

２．熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
	上記と併せて行った改修工事	１　天井等の断熱性を高める改修工事 ２　壁の断熱性を高める改修工事 ３　床等の断熱性を高める改修工事	
	工事の内容		
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）			円
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額			円
熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無			有　　無
「有」の場合	交付される補助金等の額		円
上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額			円

上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合

長期優良住宅建築等計画の認定主体	
長期優良住宅建築等計画の認定番号	第　　号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日	平成　　年　　月　　日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の９の２に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	平成　　年　　月　　日

(1)　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名			印
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2)　証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称			印
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	